

四日市市浄化槽維持管理事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第42号

四日市市浄化槽維持管理事業補助金交付規則の一部を改正する規則

四日市市浄化槽維持管理事業補助金交付規則（平成25年四日市市規則第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																
<p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の表に掲げる額とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>浄化槽の種類</th><th>補助金の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>処理対象人員が5人から6人までの浄化槽</td><td><u>16,000円</u></td></tr><tr><td>処理対象人員が7人から9人までの浄化槽</td><td><u>18,000円</u></td></tr><tr><td>処理対象人員が10人から50人までの浄化槽</td><td><u>22,000円</u></td></tr></tbody></table>	浄化槽の種類	補助金の額	処理対象人員が5人から6人までの浄化槽	<u>16,000円</u>	処理対象人員が7人から9人までの浄化槽	<u>18,000円</u>	処理対象人員が10人から50人までの浄化槽	<u>22,000円</u>	<p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の表に掲げる額とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>浄化槽の種類</th><th>補助金の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>処理対象人員が5人から6人までの浄化槽</td><td><u>12,000円</u></td></tr><tr><td>処理対象人員が7人から9人までの浄化槽</td><td><u>14,000円</u></td></tr><tr><td>処理対象人員が10人から50人までの浄化槽</td><td><u>17,000円</u></td></tr></tbody></table>	浄化槽の種類	補助金の額	処理対象人員が5人から6人までの浄化槽	<u>12,000円</u>	処理対象人員が7人から9人までの浄化槽	<u>14,000円</u>	処理対象人員が10人から50人までの浄化槽	<u>17,000円</u>
浄化槽の種類	補助金の額																
処理対象人員が5人から6人までの浄化槽	<u>16,000円</u>																
処理対象人員が7人から9人までの浄化槽	<u>18,000円</u>																
処理対象人員が10人から50人までの浄化槽	<u>22,000円</u>																
浄化槽の種類	補助金の額																
処理対象人員が5人から6人までの浄化槽	<u>12,000円</u>																
処理対象人員が7人から9人までの浄化槽	<u>14,000円</u>																
処理対象人員が10人から50人までの浄化槽	<u>17,000円</u>																

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市浄化槽維持管理事業補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に定期検査を受検した事業に対する補助について適用し、同日前に定期検査

を受検した事業に対する補助については、なお従前の例による。

(上下水道局生活排水課)